

令和3年度開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込期間： 令和2年10月1日（木）～令和2年11月20日（金）【17時必着】
申込期間内に御提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。
※ 新規開設施設については、申込期間内に申込んだ方から優先して入所をご案内します。（※優先枠）
※ ただし、既存増設施設については、優先枠の対象外となりますので、ご注意ください。
※ 申込期間終了後も申込みは可能です。
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）
※来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX：045-840-5816）してからお越しください。
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先（裏面参照） 又は 健康福祉局高齢施設課（電話：045-671-3923、FAX：045-641-6408）
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、**申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込んだ施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。**以前申込んだ施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、**要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件（※）のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。**
（※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」をご覧ください。）
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。



施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割・3割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ **居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の間合せ先に御確認ください。**

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

新規開設分

※ 入所申込については、申込期間内に申込んだ方から優先して入所をご案内します。(※優先枠)

(※1)月額(30日分)の予定金額です。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	間合せ先		定員				費用の目安(※1)		施設の特徴
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービス	開所 予定	①居住費	②食費	
あさくら苑 新子安	横浜市神奈川区 子安台1丁目16-15	・JR「新子安駅」徒歩12分	社会福祉法人 一乗谷友愛会 (山本 高之)	横浜市青葉区恩田町2994-1 あさくら苑 新子安 開設準備室	045-507-4313	110	10	-	R3.4	60,180円	48,000円	住宅地の中で穏やかに生活できる施設です。重度化が進み在宅での生活が困難な方でも在宅の生活が継続できるような家庭的なユニット、ファミリーケアを目標とした介護を実施します。地域コミュニティの中で、子安台の地域文化を感じながら施設生活を営めます。
特別養護老人ホーム 泉の郷 日野南	横浜市港南区 日野南4丁目5818-4	・JR京浜東北線(根岸線)「港南台駅」徒歩15分 ・京急線「上大岡駅」から神奈中バス「大船駅東口」行き「港南車庫入口」下車すぐ	社会福祉法人 誠幸会 (鈴木 一誠)	横浜市泉区上飯田町2083-1 誠幸会泉の郷内	045-800-1800	110	10	-	R3.4	60,000円	49,500円	・地域の様々な人が集い、入居者や職員との交流が生まれる雰囲気作り。 ・地域の方々も活用できる交流スペースの設置。 ・横浜市の特養で初のZEB建築(環境にやさしい作り)です。 ・入居者への見守りシステムなど最新のシステムを導入。 ・屋上には地域の方々も利用できる緑豊かな庭園作り。
横濱かなざわ翔裕園	横浜市金沢区 町屋町1	・京急本線「金沢文庫駅」徒歩10分、「金沢八景駅」徒歩15分 ・金沢シーサイドライン「海の公園南口駅」徒歩15分	社会福祉法人 長寿村 (神成 裕介)	東京都大田区東六郷1-12-12 大田翔裕園内	03-3736-1211	150	10	-	R3.8	59,190円	42,000円	・法人単独としては都内に10施設(うち特別養護老人ホームは3施設)を運営。 ・グループ法人、会社を含めると全国で16施設の特別養護老人ホームを運営しており介護、福祉においては総床数 5,628床。医療、教育の分野において病院、学校運営も行う。 ・グループのスケールメリットを生かした研修が充実しており、職員の資質向上、経営理念の浸透が徹底されている。 ・「家族主義」、「共に生きる」をモットーとし、利用者様に寄り添った介護を実施している。
特別養護老人ホーム しょうじゅの里三保サテライト (※2)	横浜市緑区 三保町2640番地220	・JR横浜線「中山駅」下車、神奈中バスにて「武蔵中山台西行」(所要時間:10分、1〜2本/時間)で「けやき通り」下車徒歩1分	社会福祉法人 兼愛会 (赤枝 雄一)	横浜市緑区三保町171-1 特別養護老人ホーム しょうじゅの里三保	045-921-0013	29	10	-	R3.5	81,000円	57,000円	・全室にトイレ・洗面台を設置 ・本施設にて「ユニットリーダー研修実地研修施設」として全国から実習生の受け入れをしています。 ・本施設で「横浜市福祉サービス第三者評価」受賞済み

(※2)横浜市が発行する介護保険証をお持ちの方が申込みできる、地域密着型特養です。

既存増設分

※ 下記の施設については、既存施設に加え、新たに増設される施設です。(特養:50床、ショートステイ10床)
※ 入所申込期間内に申込みした場合でも、優先枠の対象外となりますので、ご注意ください。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	間合せ先		定員				費用の目安(※1)		施設の特徴
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービス	開所 予定	①居住費	②食費	
レジデンシャル常盤台 (※3)	横浜市保土ヶ谷区 常盤台74番7	・横浜駅より相鉄バス「三ツ沢池停留所」下車 徒歩含む約15分 ・市営地下鉄ブルーライン「三ツ沢上町駅」徒歩15分 ・相鉄線「羽沢横浜国大駅」徒歩13分	社会福祉法人 育明会 (佐原 幹夫)	横浜市保土ヶ谷区常盤台74番7 特別養護老人ホーム レジデンシャル常盤台	045-348-8001	50	10	-	R3.4	59,250円	60,000円	・年齢を重ねても、介護が必要になっても、認知症になっても、その方がその人らしさを損なうことなく過ごせるよう、常に敬意を持った対応をする「リスペクトケア」を実施しています。 ・地域の皆さまとともに歩む施設として、相互協力、社会性を重視しています。自治会の会合等でも、活用いただいています。 ・遠年行事はもちろんのこと「お食事」に関わるイベントに力を入れています。施設の専用農地で育てた野菜を、ご利用者の皆さまに行事食等で楽しみいただいています。

(※3)既存施設の定員、費用等については、市内特養一覧をご確認ください。

ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

負担限度額		利用料合計 (月額:30日分)	内 訳		
			介護 サービス費	居住費	食費
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	6.4万円	= 3.0万円 (※3)	2.5万円	0.9万円
第2段階	・市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下で、「合計所得金額と公的年金等収入額、非課税年金収入額」の合計が年間80万円以下の方	6.7万円		2.5万円	1.2万円
第3段階	・市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が基準額以下で、第2段階以外の方 ・市民税課税世帯で特例減額措置が適用となる方	9.0万円		4.0万円	2.0万円
第4段階	上記以外の方	13.2万円～ (限度額なし)		6.0万円	4.2万円

施設が設定する金額(施設により異なります。)

(ここでは国の定める基準費用額を用いています。)

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 単身の場合は本人の額が1,000万円、配偶者がいる場合は夫婦の合計が2,000万円。

※3 1割負担で、要介護度5の方の場合。

1 居住費・食費について

- (1) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**
- (2) 所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課に申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定証)

2 介護サービス費について

- (1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。
一定以上の所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。
負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。
- (2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。
この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

＜高額介護サービス費支給による自己負担の上限額＞

所得区分	上限額(月額)※1
現役並み所得(課税所得145万円以上)の方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方で、上記以外の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※1 平成29年8月利用分より、1割負担となる被保険者のみの世帯は、新たに自己負担額の年間上限額446,400円が設定されます。(3年間の時限措置で、年間の負担上限額の適用期間は8月1日から翌年7月31日まで)